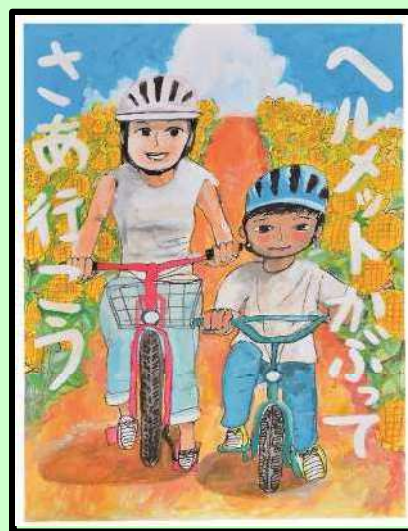


令和7年度 交通事故ゼロを目指す 交通安全県民運動実施要綱

運動の重点

【最重点】

『子どもと高齢者の交通事故防止』



令和6年度 JA 共済鹿児島県小・中学生
第52回交通安全ポスターコンクール
鹿児島県知事賞

【重点】

- 1 交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 夕暮れ時、夜間における交通事故防止
- 5 飲酒運転の根絶



令和6年度 JA 共済鹿児島県小・中学生
第52回交通安全ポスターコンクール
鹿児島県警察本部長賞

鹿児島県交通安全対策会議
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会



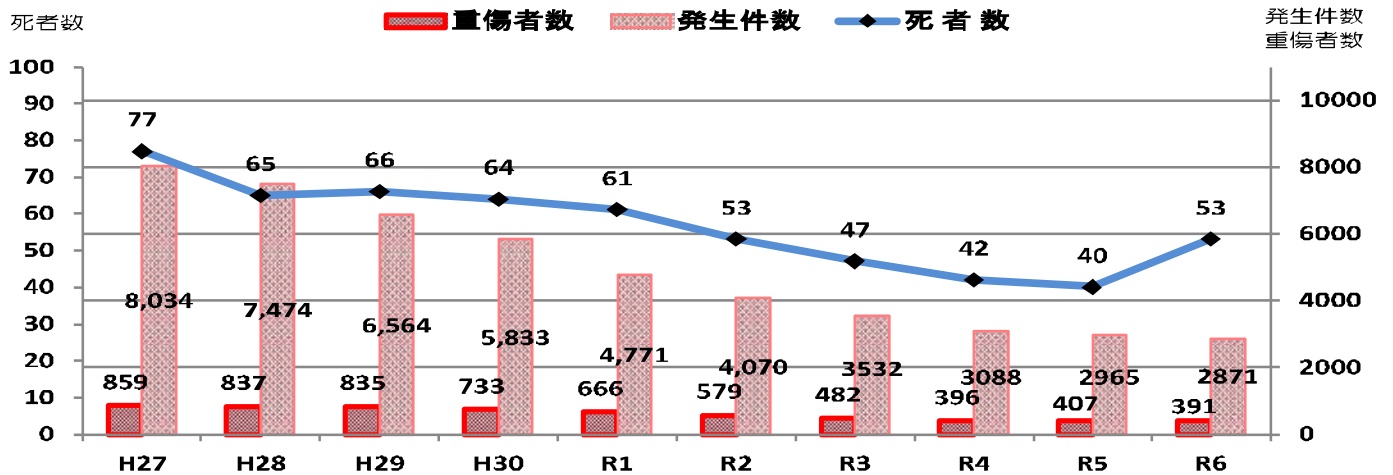
～ 令和6年中の交通事故情勢について ～

本県の令和6年中の交通事故について、発生件数は2,871件で前年より94件減少、死者数は53人で前年より13人増加、重傷者数は391人で前年より16人減少しました。

※ 第11次鹿児島県交通安全計画における抑止目標

「年間の交通事故死者数(24時間以内)43人以下、重傷者数400人以下」

鹿児島県の交通事故発生状況の推移(H27～R6)



都道府県別人口10万人あたりの交通事故死者数

順位 (ワースト)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)	都道府県名 (死者数)
1位	福井 (5.3)	徳島 (5.6)	香川 (6.2)	徳島 (1.4)	岡山 (3.9)	徳島 (4.0)	徳島 (4.8)
2位	富山 (5.1)	鳥取 (5.5)	福井 (5.3)	山梨 (4.0)	岐阜 (3.8)	三重 (3.8)	愛媛 (4.0)
3位	三重 (4.8)	香川 (4.9)	高知 (4.9)	香川 (3.9)	高知 (3.8)	青森 (3.7)	山口 (3.9)
9位	新潟 (4.5)	新潟 (4.1)	愛媛 (3.6)	和歌山 (3.4)	富山 (3.3)	島根 (3.3)	鹿児島 (3.1)
13位	秋田 (4.2)	岡山 (4.0)	鹿児島 (3.3)	鹿児島 (3.0)	岩手 (3.1)	栃木 (3.1)	岡山 (3.3)
14位	徳島 (4.2)	熊本 (3.9)	岡山 (3.3)	奈良 (2.9)	熊本 (3.1)	福島 (3.1)	熊本 (3.2)
15位	高知 (4.1)	鹿児島 (3.8)	栃木 (3.1)	秋田 (2.9)	宮崎 (3.0)	滋賀 (3.1)	栃木 (3.2)
16位	福島 (4.0)	茨城 (3.7)	山口 (3.1)	栃木 (2.9)	大分 (2.9)	富山 (3.0)	高知 (3.2)
17位	鹿児島 (3.9)	島根 (3.7)	福島 (3.1)	岩手 (2.9)	佐賀 (2.9)	岩手 (3.0)	福井 (3.1)
20位	佐賀 (3.6)	大分 (3.6)	茨城 (2.9)	富山 (2.8)	鹿児島 (2.7)	広島 (2.8)	福島 (2.9)
28位	広島 (3.3)	山梨 (3.1)	長崎 (2.6)	青森 (2.3)	群馬 (2.4)	鹿児島 (2.6)	広島 (2.5)
45位	神奈川 (1.8)	大阪 (1.5)	沖縄 (1.5)	神奈川 (1.5)	埼玉 (1.4)	佐賀 (1.6)	島根 (1.4)
46位	大阪 (1.7)	神奈川 (1.4)	大阪 (1.4)	島根 (1.5)	神奈川 (1.2)	神奈川 (1.2)	神奈川 (1.2)
47位	東京 (1.0)	東京 (1.0)	東京 (1.1)	東京 (0.9)	東京 (0.9)	東京 (1.0)	東京 (1.0)

※人口は総務省統計局の推計人口及び国勢調査人口（各年10月1日現在）である。

運動の目的

県民一人ひとりが交通安全を自分自身のこととして捉えるとともに、交通ルールとマナーを遵守し、思いやりとゆずり合いの心を持って、主体的に交通安全活動を実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故を防止することを目的とする。

運動の期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

年間スローガン

ルールとマナー みんなで守ろう 鹿児島路

運動の進め方

- 本実施要綱は、令和7年2月、県交通安全対策会議幹事及び県交通安全県民運動推進協議会常任委員による合同会議において決定したものである。
- 第11次県交通安全計画で定めた年間の交通事故死者数を「43人以下」、重傷者数を「400人以下」とする抑止目標を継続的に達成するため、関係機関・団体が緊密な連携のもとに強力な死亡事故抑止の取組を行う。
- 各推進機関・団体は、組織の特性や実態に応じた活動を積極的に推進し、この運動が真に県民総ぐるみの運動として県民に浸透し、効果があがるように努める。
- 県民は、「交通安全の主役は自分自身である。」ことを自覚し、本運動の推進事項を着実に実践する。

各季の交通安全運動

4月 6日(日)～ 4月15日(火) 春の全国交通安全運動
7月11日(金)～ 7月20日(日) 夏の交通事故防止運動
9月21日(日)～ 9月30日(火) 秋の全国交通安全運動
12月10日(水)～ 1月10日(土) 年末年始の交通事故防止運動

日を定めて実施する運動

「交通事故死ゼロを目指す日」

(全国統一) 4月10日(木)、9月30日(火)

4月10日・9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」と定め、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図るとともに、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する。

「ライト点灯の日」 10月10日(金)

10月10日を「10(テン)10(とお)」の語呂合わせで、「ライト点灯の日」と定め、県民に「3(サン)ライト運動」の周知徹底を図るとともに、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を目的とした諸対策を展開する。

「高齢者交通安全の日」 毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、県民総ぐるみで高齢者を保護するための諸対策を効果的に展開し、高齢者を交通事故から守り、高齢者が安全で安心できる道路交通の実現を目指す。

「交通安全の日」 毎月20日

毎月20日を「交通安全の日」と定め、県民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、県民の交通安全意識の高揚を目指す。

運動の最重点

子どもと高齢者の交通事故防止

現 状

令和6年中の交通事故件数 2,871 件のうち、65 歳以上の高齢者が関連する交通事故は 1,287 件発生して全体の約 45%を占めており、65 歳以上の高齢者の交通事故死者数については、平成 15 年以降、22 年連続で全死者数の過半数を占めています。

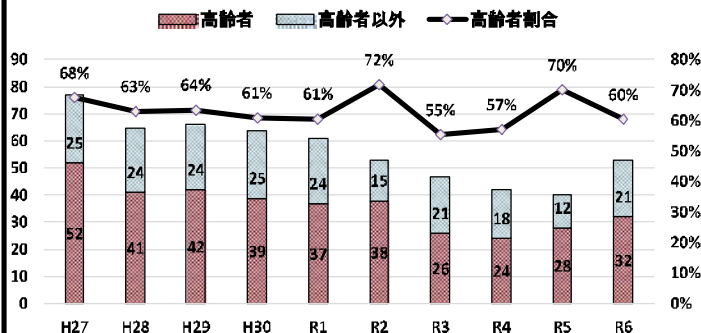
※令和6年中の全死者数：53 人、令和6年中の高齢死者数：32 人 全死者数に占める高齢死者の割合：約 60.4%

また、中学生以下の子どもが関連する交通事故は、発生件数 388 件、死者数 1 人、負傷者数 111 人で、子どもの歩行中負傷者の約 6 割に法令違反があり、子どもの自転車乗用中負傷者の約 9 割にも法令違反がありました。

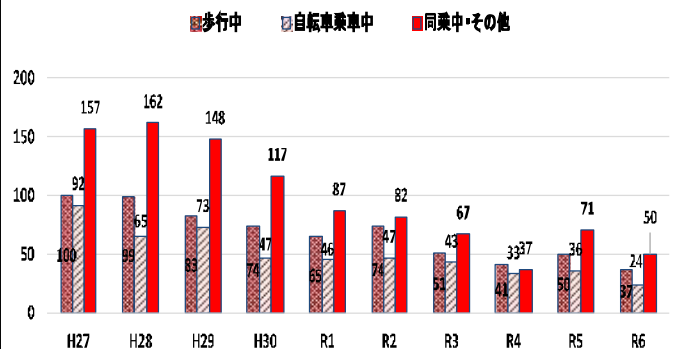
※子どもの負傷者（歩行中、自転車乗用中）は、第 1・2 当事者の数値

※子どもの死者 1 人は、歩行中で、法令違反あり

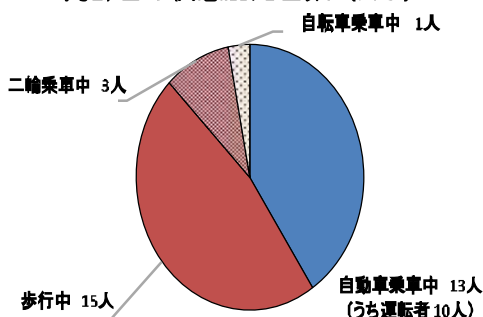
交通事故死者に占める高齢者の割合の推移



子どもの状態別負傷者数



高齢者の状態別死者数 (R6)



【令和6年中の全死亡事故における高齢者事故の特徴】

- ・ 歩行中死者 21 人中 15 人が高齢者で、全体の約 71%
- ・ 自動車乗用中死者 23 人中 13 人が高齢者で、全体の約 57%
- ・ 二輪車乗用中死者 8 人中 3 人が高齢者で、全体の約 38%
- ・ 高齢死者 32 人の約 69%(22 人)は 75 歳以上
- ・ 死亡事故件数 52 件のうち 19 件は、高齢運転者が第一当事者（一般原付以上）で、全体の約 37%

※ 第一当事者：交通事故の当事者間に過失（違反）の軽重差がある場合は、重い方の当事者をいいます。当事者の過失（違反）が同程度の場合は負傷の軽い方の当事者をいいます。

対 策

- 子どもや高齢者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の推進
- 通学路の安全点検や子どもを始めとする歩行者保護・誘導活動の実施
- 歩行者事故防止のための「プラス1（ワン）運動」の推進
- 高齢運転者の交通事故防止に有効な安全運転サポート車（サポカーS）の普及啓発
- 高齢運転者の安全運転相談窓口の周知と自主返納者に対する支援施策の充実

トピックス 1

～安全運転体操について～

高齢者の皆さん!!県警察と鹿屋体育大学が考案した「安全運転体操」で、安全運転に必要な体力、運動機能の維持を図りませんか!!



鹿児島県警察 安全運転体操 🔍 検索

第35回高齢者交通安全 さつま狂句入賞作品

【最優秀賞】

ね けね お
無事故をば 願ごて待ちちょい 家族が居っ

【優秀賞】

もど くいま きょう うっ
返納っしゃい 車が凶器き ならん内
どうじょしゃ するっ し
同乗者い 全員ベルトを 締めさせっ
ふ まっ いちびょ いってくけ
踏ん間違げ ペダルー秒で 一生後悔

運動の重点

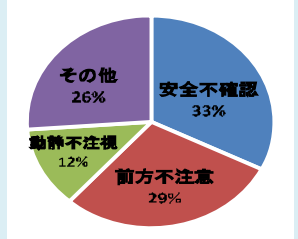
1 交通ルールへの遵守とマナーの向上～横断歩道等における歩行者保護の徹底～

現状

令和6年中の交通事故の要因として、運転中では、安全不確認や前方不注意、動静不注視が、歩行中では、道路横断時の安全不確認が大半を占めており安全確保のための基本的な注意が払われておりません。

悲惨な交通事故を防止するためには、県民一人ひとりが交通事故の危険性を認識し、交通ルールの遵守とマナーの向上に努めなければなりません。依然として、運転者や歩行者の基本的な交通ルールとマナーが守られていません。

法令違反別交通事故件数（R6）
※車両の第1当事者



対策

- 思いやり運転による交通マナーの向上
- 道路（横断歩道を含む）における歩行者優先、歩行者保護の徹底
- 道路横断時に運転者と歩行者の意思疎通を行うスマイルコンタクトの周知徹底
- スマートフォン等を利用しながらの「ながら運転・ながら歩き」の危険性の周知徹底

トピックス 2

STOP!!横断歩道～横断歩道は歩行者優先!!



一般社団法人日本自動車連盟（J A F）が、令和6年に全国調査した結果によると、信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしている場面で、通過した車両6,647台中、一時停止した車両は3,525台と全体の53.0%で、前年の調査時と比較して7.9ポイントの増加となりましたが、依然として約半数の車両が一時停止していない結果となりました。

また、本県については、39.6%と全国平均を下回って、前年の調査時と比較して3.2ポイント減少し、九州ではワースト1位という結果であり、横断歩道における歩行者の優先が図られていない状況です。

※本県の状況（令和5年：42.8%、令和4年：38.0%、令和3年：25.5%）

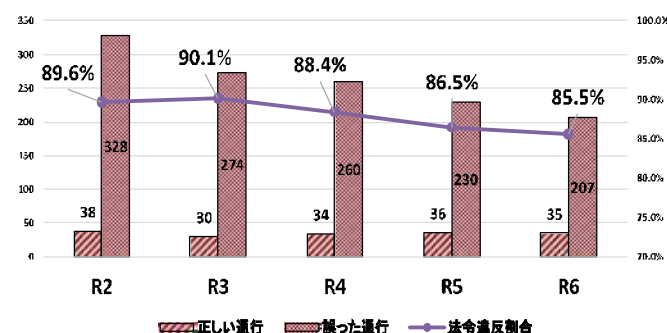
2 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と安全利用の推進

現状

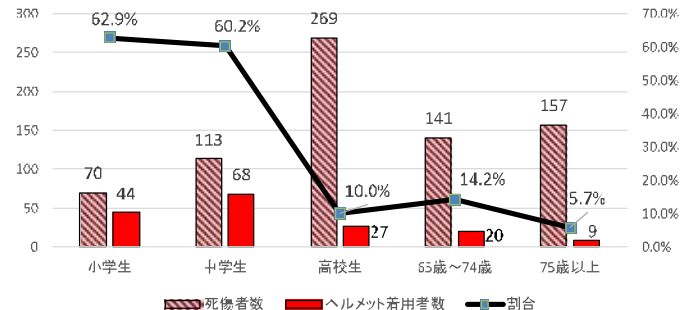
令和6年中の自転車に関連する交通事故は、発生件数252件（前年比－19件）、死者数1人（前年比－1人）、負傷者数242人（前年比－22人）と、発生件数、死者数、負傷者数ともに、前年よりわずかながら減少したものの、自転車乗車中に交通事故にあった死傷者の約9割に法令違反等があります。

また、自転車利用中の交通事故死傷者のうち、約8割がヘルメット非着用であることから、特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を含めたヘルメット着用と交通ルールの遵守について、更なる周知啓発を図る必要があります。

① 自転車乗車中死傷者の法令違反割合の推移(1, 2当のみ)



② 自転車乗車中死傷者のヘルメット着用状況(R2～R6の合計)



※本表は、小学生、中学生、高校生、高齢者に関するヘルメット着用状況である。

「かごしま自転車条例」の概要（主な施策）

- ① 自転車損害賠償保険等への加入
 - ・ 自転車利用者、自転車貸付業者、事業者の加入の義務
 - ・ 自転車販売業者の加入確認の義務
 - ② 乗車用ヘルメットの着用
 - ・ 自転車利用者は、同乗する幼児に着用させる義務
 - ・ 保護者は、中学生以下の子に着用させる義務
- ※ 全利用者のヘルメット着用は、努力義務となっています。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



～ 自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました!! ～

令和6年11月1日より、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転（ながらスマホ）」の罰則が強化されるとともに、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。

自転車の酒気帯び運転に関しては、運転をした本人はもちろん、酒気帯び運転をするおそれがある者に対し酒類を提供した者等、酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が科されます。

また、令和8年5月23日までは、自転車に対する交通反則通告制度、いわゆる「青切符」による取締りの導入も決定しています。

対 策

- 「かごしま自転車条例」の理解促進
- 自転車利用者のヘルメット着用の推進
- 自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入徹底
- 自転車販売業者の自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認義務の周知徹底
- 「自転車安全利用五則」の活用による自転車の交通ルール遵守の徹底
- 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 特定小型原動機付自転車の販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進



トピックス 3

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通ルールを正しく理解しましょう!!



令和5年7月1日施行の改正道路交通法により、新しい車両区分「特定小型原動機付自転車」が創設され、一定の基準に該当する電動キックボード等が「特定小型原動機付自転車」となり、16歳以上なら免許不要で運転できるようになりました。

動画では、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の基本的な交通ルールを紹介していますので、正しく理解して安全運転を掛けましょう。

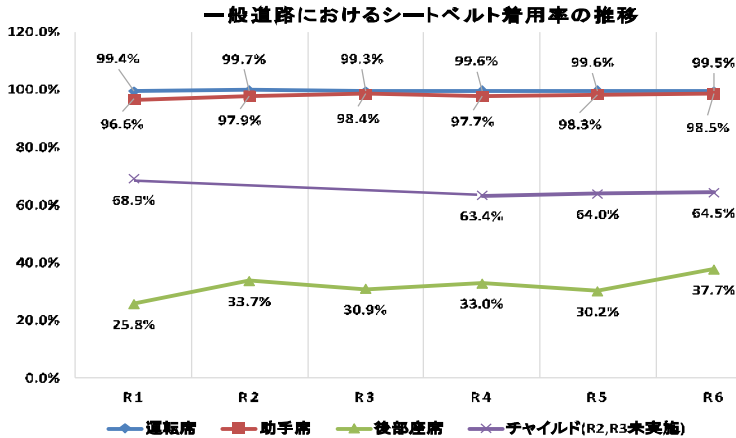
3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

現 状

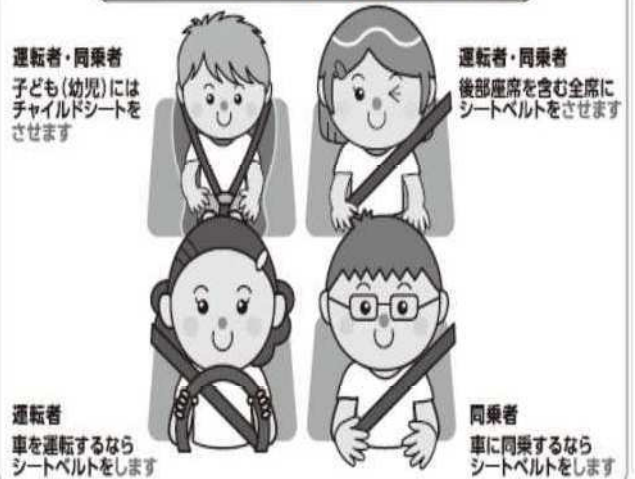
本県は、令和6年中の一般道における後部座席のシートベルト着用率が 37.7% で、全国平均の 45.5% を 7.8 ポイント下回っており、後部座席のシートベルト着用が徹底されていない状況です。（全国ワースト6位）

また、令和6年中のチャイルドシート着用率については 64.5% で、全国平均の 78.2% を 13.7 ポイント下回っています。（シートベルト・チャイルドシートの着用率については、令和6年度の警察庁・JAF 合同調査による調査結果による）

なお、令和6年中の子どもの事故では、車両同乗中が 49 人（死者なし、負傷者 49 人）で、前年比 22 人減少しています。（※令和5年：死者1人、負傷者 70 人）



全席ベルト着用!!『します・させます』運動



対 策

- 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の推進
- シートベルトとチャイルドシートの着用等による安全効果についての理解促進
- 車両同乗中の子どもに対する確実なシートベルト着用の徹底と、体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行
- バスやタクシー乗車時のシートベルト着用の徹底

トピックス 4

交通安全を楽しく学ぼう～道路のキケン、発見～



車の運転で大事なことは「安全に運転する」ことで、安全運転には「次に何が起こるのか?」「あの人はどんな行動をとるのか?」といった点を予測しながら運転することが大切です。

動画を体験して“安全”に危険な場面を覚えることで、予測する能力のトレーニングになりますので、さまざまな場面を疑似体験して、危険予測のポイントを身につけましょう!!

危険予測トレーニング (KYT) 一覧

SCENE 85 渋滞路での右折 右折によるランニング中に前方で急ブレーキがかかる。	危険
SCENE 84 雨天時の横断歩道 雨の降る中、横断歩道を通過しようとしています。	危険
SCENE 83 住宅街の抜け道 急カーブを走行中、急ブレーキがかかる。	危険
SCENE 82 西日が眩しい道路 西日の眩しさに視界が遮られ、前方の障害物を発見できず通行します。	危険
SCENE 81 景色のいい山道 美しい風景に引き込まれ、前方の障害物を発見できず通行します。	危険
SCENE 80 交通量の多い交差点 対向車の右折車が先行しようとしています。	危険
SCENE 79 住宅街の生活道路 歩行者の横断を予測しながら通行します。	危険
SCENE 78 市街地の交差点 右折して横断歩道を渡るときです。	危険
SCENE 77 休日的高速道路 休日には車が少ないため、不注意で通行します。	危険
SCENE 76 丁字路の交差点 直進が優先ですが、横断車が通行しようとしています。	危険

危険予測 ホンダ Q検索

4 夕暮れ時、夜間における交通事故防止



現 状

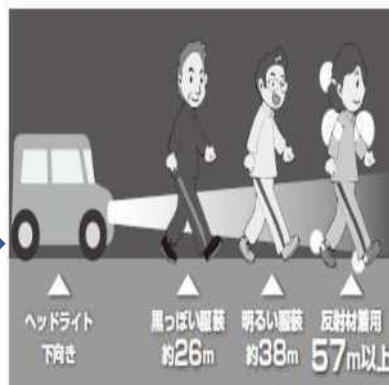
歩行中死者数については、令和6年中の歩行中死者 21 人中、14 人が夜間（日没から日の出までの間）に事故にあい、その全員が夜光反射材非着用でした。
夕暮れ時、夜間は、運転者が、道路上の歩行者に気付きにくくなるため、重大事故につながる危険性が高くなります。

歩行中の死者数及び夜光反射材着用状況の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
全歩行中死者	21	14	9	11	21
うち夜間歩行中	15	4	6	6	14
構成率	71.4%	28.6%	66.7%	54.5%	66.7%
うち反射材使用	1	0	0	0	0

夜光反射材の着用は、夜間の事故防止に有効です！

下向きライト時の夜光反射材着用時の見え方



3(サン)ライト運動

交通事故防止を図るため、
① 夕暮れ時の早めのライト点灯
② 原則上向きライト点灯
③ トンネル内ライト点灯
の3つのライト点灯に関する習慣を運転者に呼び掛ける運動です。

対 策

- 夕暮れ時、夜間における明るい色の服装や夜光反射材用品着用の徹底
- 「3（サン）ライト運動」の実践（特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯）
- 街頭での交通安全指導及び歩行者保護・誘導活動の推進
- 自転車利用者の夜間におけるライト点灯の徹底と夜光反射材用品の取付け等の推進

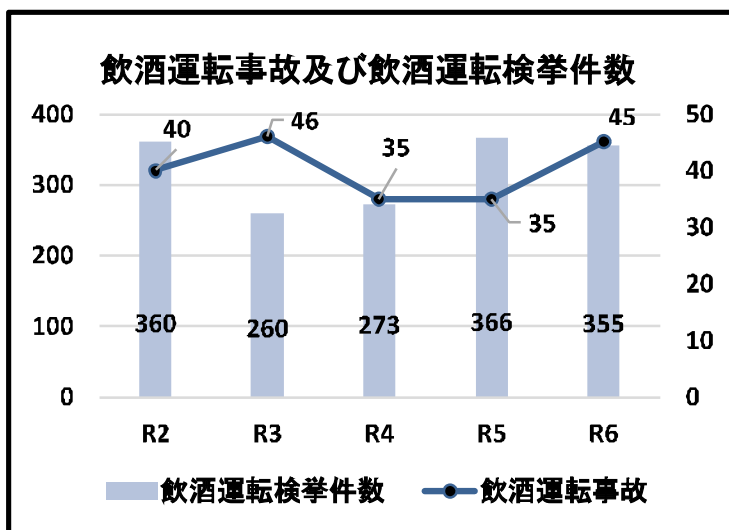
5 飲酒運転の根絶



現 状

令和6年中の飲酒運転事故は、発生件数 45 件（前年比+10件），死者数8人（前年比+7人），負傷者数 51 人（前年比+6人）でした。また、飲酒運転検挙件数は 355 件（前年比-11 件）であり、依然として悪質危険な飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。

飲酒運転事故及び飲酒運転検挙件数



【飲酒運転8(やっ)せん運動】

- ・酒を飲んだら運転しません。
- ・運転するなら酒は飲みません。
- ・酒を飲んだ人には運転させません。
- ・酒を飲んだ人には車は貸しません。
- ・運転する人に酒はすすめません。
- ・酒を飲んだ人の車には同乗しません。
- ・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。
- ・酒を飲んだら自転車も乗りません。



対 策

- 飲酒運転の危険性、悪質性についての周知
- 安全運転管理者による運転前後の目視による運転手の酒気帯びの有無確認とアルコール検知器使用の推進
- 家庭、地域、職場等における「飲酒運転を許さない環境づくり」の推進
- 「飲酒運転8（やっ）せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
- アルコールが身体に及ぼす影響や分解に要する時間等の正しい知識の理解促進

運動の重点別の推進事項

子どもと高齢者の交通事故防止	○ 通学路の安全点検や子どもを始めとする歩行者保護・誘導活動の実施 ○ 外出する子どもへの安全に関する具体的な注意、声かけの励行 ○ 子どもを見かけたら減速、徐行をするなど「思いやり運転」の励行 ○ 高齢者に対する積極的な声かけによる注意喚起 ○ 高齢運転者や高齢歩行者に対する「思いやり運転」の推進 ○ 歩行者事故防止のための「プラス1（ワン）運動」の推進 ○ 高齢運転者の交通事故防止に有効な「サポカーS」の普及啓発 ○ 高齢運転者の安全運転相談窓口の周知と自主返納者に対する支援施策の充実 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室への参加の促進 ○ 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実 ○ 高齢運転者に優しい道路環境の構築
交通ルールの遵守とマナーの向上	○ 基本的な交通法規の遵守の徹底 ○ 「思いやり運転」による交通マナーの向上 ○ 道路（横断歩道を含む）における歩行者優先、歩行者保護の徹底 ○ 道路横断時に運転者と歩行者の意思疎通を行うスマイルコンタクトの周知徹底 ○ 「ながら運転・ながら歩き」の危険性等の周知 ○ 速度超過や無謀運転による交通事故の危険性や悲惨さを理解させる指導、教育の実践
自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と安全利用の推進	○ 「かごしま自転車条例」の更なる理解促進と遵守の徹底 ○ 自転車利用者のヘルメット着用の推進と自転車損害賠償保険等の加入徹底 ○ 自転車販売業者の自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認義務の周知徹底 ○ 「自転車安全利用五則」の遵守と周知 ○ 自転車利用中の傘さし、スマートフォン・ヘッドホン・イヤホン使用等の危険性の周知 ○ ハンドル、ブレーキ、ライト等車体の点検整備の励行 ○ 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 ○ 特定小型原動機付自転車の販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進
全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	○ 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の推進 ○ シートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性和着用による安全効果についての理解促進 ○ 車両同乗中の子どもに対する確実なシートベルト着用の徹底と、体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行 ○ バスやタクシー乗車時のシートベルトの着用の徹底
夕暮れ時、夜間における交通事故防止	○ 夕暮れ時、夜間における明るい色の服装や夜光反射材用品着用の徹底 ○ 「3（サン）ライト運動」の実践（特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯） ○ 街頭での交通安全指導及び歩行者保護・誘導活動の推進 ○ 自転車利用者の夜間のライト点灯の徹底と夜光反射用品の取付け等の推進
飲酒運転の根絶	○ 飲酒運転の危険性、悪質性についての周知 ○ 安全運転管理者による運転前後の目視による運転手の酒気帯びの有無確認とアルコール検知器使用の推進 ○ 家庭、地域、職場等における飲酒運転を許さない環境づくりの推進 ○ アルコールが身体に及ぼす影響（判断力や反射神経の低下等）の自覚と周知 ○ 「飲酒運転8（やっ）せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進

各推進機関・団体の実施事項

各推進機関・団体の 共通実施事項	○ 交通死亡事故減少に向けた関係機関・団体間の連携強化 ○ 各季交通安全運動、「高齢者交通安全の日」、「交通事故死ゼロを目指す日」等の活動の積極的な推進 ○ 高齢者の総合的な交通事故防止対策の推進 ○ 「全席ベルト着用!!」します・させます運動等シートベルト・チャイルドシート着用向上対策の推進 ○ 「3（ライト）運動」の展開を中心とした、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止活動の推進 ○ 「飲酒運転8（やっ）せん運動」等、飲酒運転根絶運動の推進 ○ かごしま自転車条例の周知啓発 ○ 所属職員に対する交通安全運動の周知徹底 ○ 組織の実情に応じた各種交通安全街頭キャンペーン、講習会等の開催 ○ ポスター、のぼり旗、横断幕等による広報・啓発活動の推進 ○ 交通安全に関する各種情報の提供 ○ セーフティ・チャレンジ交通安全コンテストへの積極的な参加
県	○ 交通安全対策会議、交通安全県民運動推進協議会の運営等 ○ 第11次鹿児島県交通安全計画の展開、令和7年度交通安全実施計画の作成 ○ 交通安全県民運動の効果的な推進 ○ 市町村、関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導 ○ 交通安全教育・広報活動の推進 ○ 高齢者交通事故抑止対策の推進 ○ 交通事故相談など被害者対策の推進 ○ 交通安全講話の積極的推進 ○ 交通安全教育用DVD等の貸出し
市 町 村	○ 市町村交通安全計画の作成 ○ 交通安全推進体制の確立と交通安全推進会議の定期的な開催 ○ 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導の推進 ○ 地域の交通事故実態に合わせた自主的な交通事故防止施策の推進 ○ ポスター、チラシ、広報車、広報誌等による広報活動の推進と参加・体験型交通安全教育の充実・強化 ○ 交通指導員に対する指導と街頭活動の活発化 ○ 駐車、駐輪対策の推進 ○ 安全施設、通学路等の点検整備 ○ 高齢者元気度アップ・ポイント事業等のポイント対象活動への「交通安全教育」の導入 ○ 運転免許自主返納者に対する交通手段の確保等及び運転免許自主返納メリット制度の周知促進
警 察	○ 交通死亡事故抑止対策の推進 ○ 高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 効果的な交通安全教育の推進 ○ 自治体と連携した交通安全活動の推進 ○ 交通事故分析結果の積極的な広報 ○ 悪質・危険性、迷惑性の高い違反を重点とした指導取締りの強化 ○ 総合的な自転車事故防止対策及び駐車対策の推進 ○ 効果的な交通規制と交通安全施設の整備 ○ 迅速・適正な運転免許事務の推進
教育関係機関・団体	○ 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実・強化 ○ 自転車の正しい乗り方、交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 児童・生徒等交通事故防止対策連絡会の開催 ○ 学校における関係機関・団体等と連携した交通事故防止対策連絡協議会の設置及び登下校時の保護・誘導活動の徹底 ○ 交通安全教育指導者の育成 ○ 児童・生徒等「交通事故防止ゼロ月間」運動の推進 ○ 広報誌、連絡表等による児童及び保護者への広報活動の推進 ○ 高校生に対する二輪車運転技能講習会等の実施 ○ 交通安全に関する図画・作文募集等による交通安全意識の高揚

道 路 管 理 者	○ 各種交通安全施設の点検・整備と道路障害情報の迅速な提供 ○ 自転車事故防止対策としての自転車利用環境の整備 ○ 路上の物件放置や道路不正使（占）用の禁止の指導徹底 ○ 交通事故防止に配意した交差点改良の推進 ○ 事故多発地点現場診断や交通危険箇所点検による道路改良整備 ○ 高速道路利用者に対する交通安全広報の徹底 ○ 交通安全総点検による取組を通じての交通安全の確保 ○ 生活道路、通学路等における安全対策の推進
交 通 安 全 協 会	○ 広報車、立て看板、のぼり旗、チラシ等による広報・啓発の推進 ○ 全世代に対する参加・体験型交通安全教育の充実 ○ 積極的なチャイルドシート貸出し等によるチャイルドシート着用の促進及び啓発活動の推進 ○ 夜光反射機能付き交通安全用品等の普及・促進 ○ 電動車いす、自転車、原付車等の運転技能講習会の実施 ○ 歩行者・自転車シミュレータの活用による交通安全指導の推進 ○ 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進 ○ 高齢者、幼児・児童交通安全指導員の養成
安全運転管理協議会 運 輸 支 局 自動車安全運転センター 自動車事故対策機構 各自動車・二輪関係機関団体	○ 事業所における安全運転管理の徹底 ○ 安全運転管理者等の資質の向上と事業所内での安全教育の推進 ○ 事業所等におけるマナーアップの指導強化 ○ 過積載・過労運転・速度違反・駐車違反の防止対策の推進 ○ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 ○ 自動車運送事業者等に従事する運行管理者等への指導講習の充実 ○ 事業所に対する車両の点検整備と整備管理の周知徹底 ○ 整備管理者選任事業所に対する整備管理者研修会の実施 ○ 二輪車防犯登録制度の推進、Basic Riding Lessonの開催 ○ 二輪車安全運転推進運動の実施 ○ 街頭検査及び無保険車両の街頭指導の実施 ○ 二輪車通学高校生に対する運転技能講習会・車両点検の実施 ○ シートベルト、ヘルメットの正しい着用指導の広報徹底
交 通 安 全 母 の 会 各地域活動推進機関・団体	○ 交通安全意識の高揚・家庭における指導者の育成活動の推進 ○ 交通安全家族会議の推進 ○ 「命を守る旗リレー」の積極的な展開 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 「交通事故をなくす県民運動」の積極的な推進 ○ 飲酒運転根絶の広報啓発活動の推進 ○ 効果的な交通安全街頭キャンペーンの実施
自動車教習関係機関	○ 教習生、卒業生に対する安全教育の徹底 ○ 取消処分者講習等再教育の講習内容の充実 ○ 地域の交通安全活動に対する積極的な協力 ○ 高齢者講習等における講義内容の充実及び実車による運転方法の指導
社 会 福 祉 協 議 会 老人クラブ連合会	○ 県、県警との連携強化 ○ 各種会合等における交通安全指導の実施 ○ 高齢者交通安全教室の開催 ○ 高齢者の交通安全活動への積極的な参加の呼びかけ ○ 交通安全シルバーリーダーの育成 ○ 警察が実施する「死亡事故現場診断」への積極的な参加
自転車関係機関・団体	○ かごしま自転車条例と「自転車安全利用五則」の周知徹底 ○ 自転車に対する街頭指導及び点検整備の実施 ○ T Sマークの普及 ○ 自転車用夜光反射材の普及と備え付けの促進 ○ 自転車の正しい乗り方や交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 自転車保険への加入勧奨と必要な情報の提供及び助言
九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 肥薩おれんじ鉄道株式会社	○ 踏切事故防止の広報活動の強化 ○ 踏切安全通行のための指導、踏切脱出訓練、運転者のマナーアップ指導の強化 ○ 踏切道保安設備の点検整備

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会機関・団体名

鹿児島県	鹿児島県信用金庫協会	鹿児島県舗装協会
鹿児島県議会	日本自動車連盟鹿児島支部	鹿児島県土地改良事業団体連合会
鹿児島県警察本部	鹿児島県商工会連合会	鹿児島県建設業協会
鹿児島県教育委員会	鹿児島県銀行協会	鹿児島県造園建設業協会
鹿児島県市長会	鹿児島県商工会議所連合会	鹿児島県弁護士会
鹿児島県町村会	鹿児島県労働基準協会	鹿児島県医師会
鹿児島県市議会議長会	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	鹿児島県PTA連合会
鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県交通安全協会	鹿児島県青少年育成県民会議
九州地方整備局鹿児島国道事務所	鹿児島県安全運転管理協議会	鹿児島県公民館連絡協議会
九州地方整備局大隅河川国道事務所	鹿児島県指定自動車教習所協会	鹿児島県地域女性団体連絡協議会
九州運輸局鹿児島運輸支局	全国自動車運転教育協会鹿児島県支部	鹿児島県交通安全母の会連絡協議会
鹿児島県労働局	鹿児島県高速道路交通安全協議会	鹿児島県防犯協会
鹿児島県地方気象台	自動車安全運転センター鹿児島県事務所	鹿児島県青年団協議会
鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	自動車事故対策機構鹿児島支所	日本青年会議所九州地区鹿児島ブロック協議会
鹿児島県連合校長協会	日本道路交通情報センター鹿児島支所	鹿児島県私立幼稚園協会
鹿児島県交通安全教育研究協議会	西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所	鹿児島県建築協会
鹿児島県社会福祉協議会	鹿児島県中小企業団体中央会	全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部
鹿児島県老人クラブ連合会	国際協会337D地区第二地区	鹿児島県農業協同組合中央会
鹿児島県身体障害者福祉協会	日本ボーイスカウト鹿児島県連盟	鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県視覚障害者団体連合会	ガールスカウト鹿児島県連盟	鹿児島県経済農業協同組合連合会
鹿児島県聴覚障害者協会	鹿児島県スポーツ少年団	鹿児島県厚生農業協同組合連合会
鹿児島県身体障害者協会連合会	鹿児島県トラック協会	鹿児島県酪農業協同組合
日本赤十字社鹿児島県支部	鹿児島県バス協会	鹿児島県漁業協同組合連合会
生命保険協会鹿児島県協会	鹿児島県過積載防止対策連絡会議	鹿児島県森林組合連合会
日本損害保険協会九州支部委員会鹿児島県保会	鹿児島県タクシー協会	鹿児島県木材協同組合連合会
南日本新聞社	鹿児島個人タクシー事業協同組合	鹿児島県小売酒販組合連合会
南日本放送	鹿児島県自家用自動車協会	鹿児島県石油商業組合
鹿児島放送	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県砕石協同組合連合会
鹿児島テレビ放送	鹿児島県自動車整備振興会	鹿児島県砂利協同組合連合会
鹿児島読売テレビ	軽自動車検査協会鹿児島事務所	鹿児島県左官業協同組合
NHK鹿児島放送	鹿児島県二輪車普及安全協会	鹿児島県タイル工業協同組合
エフエム鹿児島	日本自動車販売協会連合会鹿児島県支部	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会
鹿児島県広告協会	鹿児島県中古自動車販売商工組合	鹿児島県交通安全施設工事業協会
鹿児島県消防協会	鹿児島県レンタカー協会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会
あなたの街の郵便局	鹿児島県自動車車体整備協同組合	鹿児島県交通被災者たすけあい協会
肥薩おれんじ鉄道株式会社	鹿児島県港湾漁港建設協会	N T T 西日本鹿児島支店

交通死亡事故多発警報制度について

交通死亡事故が連続・集中的に発生する傾向にある場合、交通死亡事故多発警報制度実施要領に基づき警報を発令し、各関係機関・団体においては、各種交通事故防止対策を実施する。

【発令基準】

- ◎ 全 県 警 報 ～ 10日間に県下で発生した交通死亡事故が5件に達したとき
- ◎ ブロック警報 ～ 各市町村広域ブロック（県内7ブロック）において、10日間に発生した交通死亡事故が3件に達したとき
（ただし、鹿児島ブロックにおいては、10日間に発生した交通死亡事故が4件に達したとき）

令和7年 全国交通安全年間スローガン

- ◆ 運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの
「守ろうよ チャイルドシートで 子の未来」
- ◆ 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの
「危険です なからスマホで 踏むペダル」
- ◆ 子どもたちに交通安全を呼びかけるもの
「青だけど 自分の目で見て たしかめて」

交通安全コンテストに参加して無事故・無違反

本年度も、グループごとに無事故・無違反を競う「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」を、県下全域で実施します。

家庭や友人、職場等で参加し、安全運転を実践して無事故・無違反を達成しましょう。

お問い合わせ先 自動車安全センター 鹿児島県事務所 099-269-7575

交通事故でお悩みの方へ

交通事故でお悩みの方は、県の交通事故相談所にご相談ください。

相談は全て無料で秘密は固く守ります。

鹿児島県交通事故相談所 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 県庁 1 階 直通 099-286-2526

（相談時間は、県の休日を除く、月曜日から金曜日までの 9：00～12：00、13：00～15：30）

※ 鹿屋・大島では、出張相談を行っています。詳細については、県ホームページをご覧ください。

交通安全教育用ビデオのご案内

県民の交通安全教育と交通安全思想の普及、啓発に役立てるため、県では交通安全教育用ビデオ、DVD等の貸出しを行っています。

なお、県ホームページにおいて教材名（DVDタイトル）の紹介を行っていますので貸出しを希望される方は、県ホームページ（くらし・環境→消防・くらし安全→くらし安全→交通安全→交通安全情報）をご覧ください。

★ 最寄りの地域振興局・支庁でも貸出しを行っています。問い合わせ先は下記のとおり。

鹿児島県交通安全対策会議・鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

事務局：鹿児島県総務部男女共同参画局くらし共生協働課くらし安全係

電話：099-286-2523 FAX：099-286-5524